

黒部市国際交流員派遣ガイドライン

作成者 ティンロク・セイ

<目的>

黒部市民が異文化理解のための交流活動を通じ、国際化教育の充実と市民レベルでの各種国際交流活動の活性化を図ることを目的とする。

<事業概要>

市民や地域団体の要望に応じ、国際交流員を派遣する。

依頼によって派遣内容は異なるが、例として他国文化に触れる講義、国際交流イベント参加、英会話教室、料理教室、学生・児童向けの交流プログラム等。

<派遣の条件>

- 派遣内容が黒部市の国際化推進において利益になるものであること。
- 政治、宗教および営利を目的とするものであってはならない。
- 派遣は国際交流員の通常義務に支障のない場合にのみ実施する。
- 派遣については謝金・報償費等はなし。しかし、会場設営費、材料費や交通費（移動距離による）は事前同意を得た上で申請者が負担する。

上記の条件を満たすのものであっても国際交流員の派遣が適切でない、または日程調整により不可と判断された場合、依頼を否認する可能性があることも了承してもらう。

<派遣の決定>

申し込みは文書にてなるべく実施3週間前まで受け付ける。内容や希望日時を検討した上で企画政策課が派遣の可否を決定し、申請者に連絡する。

<その他>

使用備品は原則申請者が用意する。市の備品を借用するときは申請書にて対応する。